明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（四六）　二
○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四七）　三
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（四八）　三
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一七）　三
〔省　令〕
○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律施行規則（法務八）　五
〔告　示〕
○無線従事者規則第六条及び第七条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（総務五六）　五
○電気通信主任技術者規則第十条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件の制定について（同五七）　五
○日本国に帰化を許可する件（法務五六）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務七〇）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同七一）　六
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同七二）　七
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（厚生労働七一）　七
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同七二）　七
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同七三）　七
○保安林の指定を解除する件（農林水産四六九～四七六）　八
○大規模災害からの復興に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき特定災害復旧等漁港工事を施行する件（同四七七）　八
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁二）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通一四八、一四九）　八
○確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件（同一五〇）　九
○雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件（同一五一）　九
○大規模災害からの復興に関する法律第四十八条第一項の規定に基づき特定災害復旧等海岸工事を施行する件（北陸農政局一）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕　一〇
内閣　警察庁　厚生労働省
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一〇
〔公　告〕　八
諸事項
官庁
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　二
会社その他　三〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四七号）（法務省）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年三月一九日とすることとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第四八号）（こども家庭庁）

1　東京都品川区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

政　令

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十六号

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条　令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、令和六年度とする。

（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条　令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十七号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年三月十九日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十八号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「東京都港区」の下に「、品川区」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、東京都品川区が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、東京都品川区長又は東京都品川区が設置する児童相談所の所長その他の東京都品川区の機関（以下「品川区長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は品川区長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、東京都品川区が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、品川区長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十四条の二第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号並びに第六十六条の十四第一号ヘ（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を次のように定める。

令和六年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外） **第百四十八条**　法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 一　［略］ 二　前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。 三　［略］ （金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為） **第百四十九条**　法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。） イ　［略］	（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外） **第百四十八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。 三　［同上］ （金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為） **第百四十九条**　［同上］ 一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。以下この号において同じ。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。） イ　［同上］

ロ　イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人のイの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

ハ　［略］

二　［略］

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第百四十九条の二　法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　［略］

二　前号イ又はロの有価証券の売買をした月におけるその個人の同号イの対価に相当する額及び同号ロの対価に相当する額の全部又は一部の総額が十万円を超えることとならないこと。

三　［略］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ　［略］

ロ　イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人のイの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

ハ　［略］

［二～五　略］

ロ　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ　［同上］

二　［同上］

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第百四十九条の二　［同上］

一　［同上］

二　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

三　［同上］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ　［同上］

［二～五　同上］

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外）

第二百七十四条　法第六十六条の十四第一号ヘに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等（金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　［略］

二　前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外）

第二百七十四条　［同上］

一　［同上］

二　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

三　［同上］

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十五条　法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ヘに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買（同法第二条第八項第一号に規定する有価証券の売買をいう。以下この節において同じ。）の受託等（同法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいい、有価証券等仲介業務に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 一　［略］ 二　前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。 三　［略］	**第六十五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○法務省令第八号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）及び同法第四条の規定により読み替えて適用する総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の規定に基づき、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年三月八日

法務大臣　小泉　龍司

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律施行規則

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条　特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項に規定する法務省令で定める事項は、同条第一項に規定する業務（以下「特定被害者法律援助事業」という。）に関する次に掲げる事項とする。

一　法第三条第一項第一号に規定する援助の要件に関する事項

二　法第三条第一項第一号イ及びハに規定する報酬及び実費（以下「報酬等」という。）の立替えに係る契約の締結に関する事項

三　報酬等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除並びに法第三条第一項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

四　報酬等に相当する額の支払に係る契約の締結に関する事項

五　法第三条第一項第一号ホに規定する法律相談の実施に関する事項

六　その他特定被害者法律援助事業の実施に関し必要な事項

（法律事務取扱規程に記載すべき事項）

第二条　法第四条の規定により読み替えて適用する総合法律支援法（第一号において「支援法」という。）第三十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　支援法第二十九条第一項に規定する審査委員会による調査に関する事項及び審議の手続に関する事項

二　その他特定被害者法律援助契約弁護士等（法第三条第一項第一号ロに規定する特定被害者法律援助契約弁護士等をいう。）に取り扱わせる法律事務の処理に関し必要な事項

（特定被害者法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例）

第三条　日本司法支援センターは、法第三条第一項第一号の業務において報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権及び同項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務において当該業務の実施に係る費用を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権について、これらを取得した時点において、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点において、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点において、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、法の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2　この省令の失効前に日本司法支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この省令の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。